

振動規制法で規定されている特定建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

特定建設作業		規模要件等
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	・ もんけん、圧入式くい打機を除く ・ 油圧式くい抜機を除く ・ 圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・ 手持式のものを除く ・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る

※特定建設作業がその作業を開始した日に終わるものについては、届出の必要はありません。